



報道関係者 各位

令和4年4月11日（月）

【照会先】

愛媛労働局総務部総務課

課 長 白石 優二

総務企画官 石川 三四郎

（電話）089（935）5200

愛媛労働局雇用環境・均等室職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月8日（金）、愛媛労働局雇用環境・均等室（松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎。以下「雇用環境・均等室」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は窓口業務には従事しておらず、4月4日（月）から咳の症状があったものの発熱の症状がなかったため4月7日（木）まで勤務していたが、4月8日（金）に発熱の症状があったことから、同日に抗原検査を受けて、感染が確認されたものです。

雇用環境・均等室では、事務室内の必要な消毒措置を十分行い、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で、通常どおり業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため、かかりつけ医、受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。